

2016-07試験問題の解答例等（白石忠志）

- はじめに
 - 以下はいずれも「例」である。これでなければならないというものではない。
 - 解答例等をあえて文字にして残すとすると、少し細かいことを書かざるを得ない。実際の採点では重要な実質を書けているか否かを重視しており、細かいことを書いていないこと等を咎めるような採点はしていない。
- 第1問
 - 解答例（をアウトライン方式で表示したもの）
 - 欧州委員会は、反競争的な投入物閉鎖が行われやすくなるかどうか（反競争的な投入物閉鎖の可能性）を判断する際、以下の3つの要素を考慮する。
 - 企業結合後において当事会社が投入物へのアクセスを実質的に閉鎖する能力を持つこととなるか
 - 当事会社はそのような投入物閉鎖をするインセンティブを持つこととなるか
 - 投入物閉鎖を実際に行った場合、川下市場に悪影響が生ずるか
 - 以上の3要素は相互に密接に関連しており、実際上は一括して総合考慮されることが多い。
 - 補足
 - 企業結合規制は、事後の状況を予測判断することによる事前規制であるから、「likelihood」を訳すことが重要である。これができていない答案が比較的多かった。
 - 最後の「総合考慮」という点は、授業でも強調している点である（それぞれ別々に考察して細かい点を詰める実益はない、等）。
- 第2問
 - 解答骨子例
 - マリンホース事件のような国際市場分割事件では、日本所在需要者に対しては日本企業のみが、外国所在需要者には外国企業のみが、それぞれ供給することを内容とする合意であるところ、
 - マリンホース事件の実際の処理にも現れているように、公取委は「日本所在需要者に対しては日本企業のみが供給する」という部分のみを切り取って不当な取引制限という法的評価を与えている。これは、日本所在需要者に対する部分については日本独禁法を適用できるという考え方の影響が大きいものと考えられる。★
 - 不当な取引制限に対する課徴金について規定した7条の2第1項は、「不当な取引制限...で次の各号のいずれかに該当するもの」について、課徴金を課し得ることとしているので、不当な取引制限という法的評価について上記のような態度をとる場合には、日本所在需要者に対する部分のみが課徴金対象となる。★
 - 7条の2第1項は、課徴金対象となる行為について、現実の売上額に算定率を乗じた課徴金額を計算するよう規定しているところ（▼）、日本所在需要者に対しては、日本企業は売上額があり、外国企業は売上額がないので、日本企業には課徴金が課され、外国企業には課徴金が課されない結果となる。

- 補足

- 上記は、解説という意味合いもあるので「しつこめ」に書いている。実際の答案には、上記の主要な内容が含まれていればよい。A答案のうち最も短いものは4行で上記骨子例と同等のことを表現していた（極端な例であり、真似する必要はない）。
- 拙著等で解説しているように、EUでは、上記★については日本と共通しており（ただし彼らがそれを明確に言語化しているわけではなく、彼らの課徴金計算状況をみればそのように分析できる、というにとどまる）、しかし上記▼について日本と相違しているために（想定売上額を基準とする）、外国企業（EUにとっては日本企業）の課徴金額が日本独禁法と相違しているものである。（以上のことを答案に書くことは、本問では求めていない。）

- 第3問

- 解答骨子例

- 民法709条の説明道具として独禁法違反を論ずる場合、本件のような他者排除事件では、不公正な取引方法の成否を論ずれば十分であり、市場支配的状态の形成・維持・強化という加重要件が必要な排除型私的独占を論ずる実益はないので、不公正な取引方法のみを論ずる。
 - （補足：厳密には、不公正な取引方法の行為要件のうち本質に関係のない形式的な部分（例えば一般指定11項や12項が対事業者の拘束でなければならぬことや一般指定14項が競争関係にある者に対する妨害でなければならぬこと）を満たさないために不公正な取引方法に当たらない場合には、排除型私的独占を論ずる実益が生ずる場合がある。しかし、そのような細かいことに答案で言及する必要はない。）
- 部品（ロー2016）はMからUに対して販売するものとされているので、（一般指定2項等でなく）一般指定10項を念頭に置いて以下論ずる。
 - （補足：不公正な取引方法の規定としては、他に、一般指定11項（その受皿としての一般指定12項）や一般指定14項なども考えられる。検討内容は以下と同等。）
- 行為要件
 - 条文「相手方に対し、...商品又は役務の供給に併せて他の商品又は役務を自己...から購入させ」
 - Mが、Uが保守契約をTからMに切り替えることを条件としてロー2016を早期に供給したといえるのか否かによって、行為要件の成否が決まる。
 - （補足：ハイン対日立ビルシステム事件を原型とする本件では、ここ（行為要件の成否）が重要であり、ここについて一定の議論がされることが期待されている。Mの担当者が訪問した際のやり取り、納期と実際の納品時期との関係、など。2ヶ月と4日（翌日+3日）との差が著しいという指摘もあり得るし、偶然早期に納品可能となっただけかもしれないのであって一般的にまず納期2ヶ月と述べること自体は責められないという指摘もあり得る（いずれも、答案の中にみられた）。いずれが正解だということではなく、そのようなことをいろいろと考えること（そのような姿勢を見せること）が大事である。）
- 弊害要件
 - （補足：行為要件が成立する場合のため論じておくのが安全）
 - 条文「不当に」
 - 市場画定

- M製エレベータの保守の市場（他社エレベータは本件には関係がない）
- 排除効果
 - M製エレベータの保守をして需要者の信頼を得るには、部品交換を要する故障が起きた万一の場合に迅速に部品が供給される状況を確保できるポジションが必要であることが、この事案からわかる。その意味で、（本件の状況が行為要件を満たす行為である場合には）本件行為は排除効果をもつ。
- 正当化理由
 - 例えばTが適切な品質の保守を提供できない事業者であるならば正当化理由が成立し得るが、そうでなければ正当化理由は認められそうにない。
- 行為要件が満たされ、正当化理由が認められないならば、排除効果は存在しそうであるので、一般指定10項に該当し、2条9項6号八に該当し19条に違反しそうである。それ以外の場合は、一般指定10項に該当しない。
- 補足
 - 本件ではTが原告として損害賠償請求をしているのであって、MのUに対する優越的地位濫用を論じてもTの損害賠償請求にとって有力な説明道具とはならないと考えられる。したがって、不要品強要型抱き合わせの観点は論ずる必要はない。